

聞いて安心、知って納得!

相続税に関する改正民法のポイントも押さえた

相続セミナー



- Q 自分の財産は全部でいくらの評価になるの?
- Q 相続税はかかるの?
- Q 将来の相続税を下げする方法はあるのかな?
- Q 相続が発生したら、相続人の間でもめないのだろうか?
- Q その納めるべき税金は、払えるのだろうか?

2019年から相続・遺言がこう変わった!

相続に関する民法の規定がおよそ40年ぶりに大幅改正されました。前回の大幅改正は1980年のことで、その間に社会の高齢化が進展し、家族の形態や家族に対する考え方も大きく変化しました。今回の民法改正はこのような社会情勢の変化に対応したもので、遺言書の改正など、改正項目は多岐にわたっています。具体的には次のような改正です。

- 配偶者居住権の創設
- 婚姻期間20年以上夫婦間の居住用不動産贈与の優遇措置
- 自筆遺言証書の方式緩和
- 法務局による自筆遺言書の保管制度創設
- 預貯金の払戻制度創設
- 遺留分制度の見直し
- 特別の寄与の制度創設

日時 2019年 **10月3日(木)**
14:00~16:00
(受付13:30~)

参加費 500円(税込) ※当日で持参下さい

定員 30人

会場 加茂商工会議所 3階
加茂市幸町2-2-4 TEL 0256-52-1740

内容 “安心するための相続・贈与・遺言”
について相続税に関する改正民法の
ポイントも押さえて具体的にお話し
いたします。

講師 税理士法人山口会計パートナーズ
代表社員・税理士 **山口 昇**

申込方法 下記の申込書に必要事項を記入の上、
FAXまたはTELにてお申し込みください。

申込期限 2019年 9月 27日(金)

お申し込み
お問い合わせ

FAX 0256-52-1674 電話 0256-52-6869

切り取らずにこのままFAXしてください。

相続セミナー 申込書

お名前	ご住所	お電話番号	参加人数
			人

主催

税理士法人 山口会計パートナーズ

〒959-1383 加茂市旭町15番30号